

(S面書)

訴 索 書

答弁書別紙

(略) 車道の許可証 (車道の許可証) と 1991 年(平成 3 年) 1 月 23 日に登記された車道

登記簿謄本では、私（近藤晴則）は SK 株式会社と TH 株式会社の代表取締役に平成 29 年 1 月 23 日就任、2 月 28 日登記となっていますが、実情は代表取締役としての実務には一切関与出来ない状況にあります。

よって、この度の訴状の内容については一切承知していません。

今日に至る経緯を述べます。

本年 2 月 3 日に

佐々木茂洋

田中純一

菊地健

の 3 名と池袋にて会談し、SK 株式会社と TH 株式会社の代表取締役になってほしいとの依頼がありました。その時の説明は以下の通りです。

大黒屋と同様の事業を展開しており、関連会社も数百社におよび大きな売り上げ、利益がある。現在の代表取締役は個人的な事情で辞めるので適任者を探すようオーナーから指示されている。

条件は月給 50 万円で火曜日から木曜日をフルタイム、月曜と金曜日は半日勤務。

登記が完了次第勤務開始。第 1 回給与は登記完了時点で支給。

必要経費は受領しましたが、今日に至るまで給与の支給はありません。

しかし、登記完了後は勤務開始を催促してもはぐらかされ、4 月 10 日以降冒頭の 3 名は電話にもメールにも応答がない状態が長いこと続いていました。

これでは悪用されて事件に巻き込まれる可能性があると判断し、弁護士に相談しました。

その結果、5 月 15 日に内容証明郵便で代表取締役辞任届を SK 株式会社と TH 株式会社に送付しました。

関係書類を添付します。

郵便物等配達証明書によれば 5 月 17 日に SK 株式会社と TH 株式会社宛に代表取締役辞任届が配達されました。しかし、その後退任手続きが行われていません。私は代表取締役実印も、銀行口座通帳・キャッシュカード・銀行印も所持していないければ、管理もしていません。実質的に SK 株式会社と TH 株式会社を支配している責任者に対して私（近藤晴則）の代表取締役退任手続きを求めます。